

令和6年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年10月29日(火) 午後1時58分から午後2時40分まで
- 2 場 所 一宮市保健所 4階 大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 7人

5 会議の内容

(1) 開会(清須保健所次長)

令和6年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を開催します。

(2) 委員長の選出について

開催要領第3第4項の規定による委員の互選で、委員長は一宮市医師会の櫻井様が選出されました。

(3) 委員の出欠席について

構成委員数は16名で、出席委員数は15名、欠席委員数は1名で、委員の過半数が出席しています。

(4) 会議の公開・非公開について

当委員会は、開催要領第6第1項によりまして、全て公開で行います。

(5) 議事

ア 2025年に向けた地域医療構想の進め方における推進区域及びモデル推進区域の設定等について「資料1、資料2」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

・2025年に向けた地域医療構想は、高齢化社会の進展に対応し、地域の医療提供体制を強化するための重要な施策です。その中でも推進区域及びモデル推進区域を設定することになっています。

・推進区域の選定は、地域の実情と医療提供体制の課題が考慮され、国は各都道府県と相談のうえで選定を行います。愛知県においては、東三河北部構想区域が設定されています。

・モデル推進区域の設定については、推進区域の中から特に重点的な支援が必要とされる区域をモデル推進区域として選定します。全国で15か所設定されていますが、愛知県での設定はありません。

イ 地域医療構想の現状について(令和5年度病床機能報告結果を含む)「資料3、資料4」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

・令和6年4月1日現在の尾張西部医療圏の病院は、公立医療機関が3施設、公的

医療機関が 2 施設、民間医療機関の病院と有床診療所が 36 施設で、計 41 施設となっています。

- ・2023 年度病床機能報告の病床数から 2025 年の病床必要量の差は、全体で 58 床不足しており、回復期病床は 735 床足りない状況です。

- ・当構想区域の令和 6 年 4 月 1 日現在の主な医療機関の状況について、昨年度からの変更は、稲沢市民病院が災害拠点病院に指定された点と一宮西病院ががん診療拠点病院に指定された点になります。

- ・尾張西部医療圏の人口推計について、総人口は 2030 年に向けて減少していきます。65 歳以上人口は増加していき、とりわけ 75 歳以上の増加率は、各年齢階層と比較して高くなる状況です。

- ・尾張西部医療圏の患者推計について、患者数は 2030 年に向けて増加していきます。65 歳以上の患者数が増加していき、とりわけ 75 歳以上の増加率が、各年齢階層と比較して高くなる状況です。

- ・尾張西部医療圏における主要診断群のMDC別患者推計は、患者の受療動向データと将来推計人口データから将来の患者数を推計したもので、神経系疾患、呼吸器系疾患、循環器系疾患、消化器系疾患、肝臓・胆道・膵臓疾患、腎・尿路系疾患及び男性生殖器系疾患、外傷・熱傷・中毒の主要診断群について、2035 年から 2045 年に患者数がピークになると考えられます。また、耳鼻咽喉科系疾患、女性生殖器系疾患及び産褥期疾患・異常妊娠分娩、新生児疾患、先天性奇形、精神疾患の主要診断群について、既に患者数がピークに達しており、一貫して減少する疾患と考えられます。

- ・主要診断群のMDC別患者推計を手術の有無で分析したもので、手術ありの場合と手術なしの場合では患者の推計に差が出ています。

- ・尾張西部医療圏における上位 20 疾患の疾患別患者推計では、脳梗塞、心不全、股関節・大腿近位の骨折、誤嚥性肺炎、肺炎等、腎臓又は尿路の感染症、胆管結石、胆管炎、胸椎、腰椎以下骨折損傷、について、高齢者の増加に比例して、今後も増加するであろう疾患となります。

- ・その他の感染症については、患者も多く、今後も新興・再興感染症に対する新たな対策が必要と考えられます。

- ・乳房の悪性腫瘍については、今後、減少傾向にある疾患と推計されます。

- ・病床機能報告の変遷については、県内の構想区域ごとに 2015 年、2017 年、2023 年の病床機能報告と 2025 年の病床の必要量を病床機能ごとに比較したものです。2017 年は、国が各構想区域の病床機能ごとに定量的分析を行いましたので、その分析結果における病床数を別に記載しています。2017 年以降は、国から定量的分析結果は示されていません。

- ・高度急性期機能は、2023 年の病床機能報告では、169 床で、2025 年病床の必要量の 407 床より 238 床不足していますが、2017 年の定量的分析結果では 392 床で、2017 年から 2025 年で、15 床の増床が必要という結果になります。2017 年から 2023 年の間に 77 床増床していますので、定量的分析結果から見た病床数は不足していない状況です。

・急性期機能は、2023年の病床機能報告では、2,327床で、2025病床の必要量の1,394床より933床過剰ですが、2017年の定量的分析結果では1,266床で、2017年から2025年で、128床の増床が必要という結果になります。2017年から2023年の間に152床減少していますので、定量的分析結果から見た病床数は、2025年に向けて減少の必要がないことになります。

・回復期機能は、2023年の病床機能報告では、773床で、2025病床の必要量の1,508床より735床不足していますが、2017年の定量的分析結果では1,232床で、2017年から2025年で、276床の増床が必要という結果になります。2017年から2023年の間に190床増床していますので、定量的分析結果から見た病床数は、もう少しで必要量に達します。

・慢性期機能は、2023年の病床機能報告では、555床で、2025病床の必要量の613床より58床不足していますが、2017年の定量的分析結果では566床で、2017年から2025年で、47床の増床が必要という結果になります。2017年から2023年の間に30床減少していますので、定量的分析結果から見た病床数は、おおむね良好です。

・休棟の非稼働病棟は、地域医療構想推進委員会の委員の皆様の協議により、減少している状況です。

・令和5年度病床機能報告結果については、病床機能報告の変遷についての2023年部分と2022年度の比較資料と詳細な資料になります。

ウ 病床整備計画のスケジュール（予定）について「資料5、参考資料1」

（説明者：清須保健所 岡部課長補佐）

・本年7月12日に開催しました第1回の本委員会において、令和6年度病床整備計画スケジュール（案）を説明させていただきましたが、今回は、県医療計画課から予定として示され、案からの変更点がありましたので、説明させていただきます。

・2次医療圏部分の地区医師会との協議及び病院団体協議会との協議スケジュールが、8月から10月から9月から10月に変更されています。

・2次医療圏部分の地域医療構想推進委員会の開催が、12月から翌年1月から12月から翌年2月に、病床整備計画の協議を行う内容に変更されています。

・県全体部分の医療審議会医療体制部会について、8月30日の部会開催において、病床整備に関する考え方の決定がされ、3月の部会開催において、病床整備計画の審議が予定されています。

・病床整備に関する考え方については、8月30日に開催された医療審議会医療体制部会において、令和6年3月に策定されました愛知県地域保健医療計画に定められた新たな基準病床数により、多くの医療圏が非病床過剰地域になったことから、今後の病床整備は、医療圏において真に必要とする病床整備を進めることが決定されました。

・地域医療構想の必要病床数と整合性を図るため、医療圏における病床整備数については、原則、基準病床数又は地域医療構想における必要病床数のいずれか少ない方として、医療圏において不足する医療機能に係る病床の整備を対象としています。

ただし、必要病床数が基準病床数を下回る医療圏においては、必要病床数以上基準病床数以下で病床を整備する時又は医療圏において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備する時は、その必要性について慎重に検討する必要があります。

- ・地域医療構想推進委員会で協議を行う際には、地域医療構想の達成に向けた医療連携が十分図られるように、事前に県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において、今後担う役割や医療機能及び医療従事者の確保等について説明を行うよう病床整備計画者に求め、特に医療従事者の確保に関しては、構想区域の状況を勘案し、医療従事者の確保の実現可能性及び地域の医療提供体制に及ぼす影響について十分協議を行います。

- ・診療所の病床整備は、原則、医療法施行規則第1条の14第7項に該当する病床を整備することとし、医療法第7条第3項による許可を受けることを要しない診療所の手続きになります。

- ・病床整備計画の協議に当たっては、病床整備に係る申請等の取扱いを定めた愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、病床整備の必要性及び確実性を考慮した病床整備計画であることが求められます。

エ 医療機器の共同利用について「資料6、参考資料2」

(説明者：清須保健所 岡部課長補佐)

- ・外来医療計画では、医療機器をより効率的に活用していくため、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等に関する情報、共同利用の方針、共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセスを策定して、医療機器等の共同利用の方針や具体的な共同利用計画について、協議を行うこととしています。

- ・医療機器の共同利用については、対象医療機器を設置する全ての病院及び診療所が対象となり、対象となる医療機器は、ガイドラインに基づきまして、CT、MRI、PET、リニアック及びガンマナイフの放射線治療、マンモグラフィです。

- ・医療法人六輪会六輪病院から対象医療機器であるCTを設置し、共同利用計画を策定した旨、所管保健所へ提出がありました。

オ 質疑

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

- ・病院は共同利用計画の提出をしますが、診療所がCTやMRI等を設置した場合は、報告されませんが、それは良いのですか。国の方針として良いのか、病院だけが共同利用計画の対象なのか、診療所の共同利用計画はどうなっているのですか。

(清須保健所 岡部課長補佐)

- ・病院だけではなく、診療所も含めて共同利用計画の対象になります。対象医療機器を新規設置や更新した場合は、共同利用計画を作成して、所管保健所に提出することになります。

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

・病院は提出されているが、診療所は購入したと聞いたところも提出されていないと思うが、共同利用計画の提出が漏れていることはないのか。

(清須保健所 岡部課長補佐)

・エックス線装置設置届と同時に、合わせて所管保健所に、共同利用計画を提出することになっています。

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

・それなら結構です。開業医の先生方が知らない場合もあると思いますので、よろしくをお願いします。

(一宮市医師会長 櫻井義也委員「委員長」)

・医師会としましても、担当者の方に伝えておきます。

(清須保健所 栗木所長)

・参考資料 2 の 10 ページに医療機器の共同利用についての項目があり、CT、MRI については、施設基準に適合しているものとして、地方厚生局等に届け出たものと条件になっていますので、漏れがないように気を付けていきます。

(一宮市医師会長 櫻井義也委員「委員長」)

・一宮市医師会においても、入会申請時に施設の設備の記入を気を付けて見ていきます。

(6) 閉会 (清須保健所次長)

令和 6 年度第 2 回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会は、これを持ちまして、閉会といたします。